

「たばこ」は町内で買ってください。
たばこ1本の税金は57銭で1箱(20本入り)ですと、11円40銭が町の収入になります。

水巻 報 告

11月27日 (1971)

■ No. 268 ■

毎月一回各家庭に配布

町の人口
(45年10月1日現在)
人口 26,974
男 12,953
女 13,991
世帯数 7,304

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場 発行人 伊藤南門 編集人 広報編集委員会(総務課) 印刷所 冷年田印刷合資会社 電話(代表) 0536

1. 収入の概況

科 目	予 算 額	収 入 済 額	未 収 入 額	収 入 済 額 の 比 率
1 町 税	120,368	71,012	49,356	59.0%
2 自動車取得税対金	10,000	3,882	6,118	38.8
3 地方交付税	365,027	240,952	124,075	72.2
4 交通安全対策補助金	750	0	750	0
5 分担金及び負担金	14,955	2,017	12,938	13.5
6 使用料及び手数料	23,530	11,033	12,497	46.9
7 国庫支出金	304,803	38,431	266,372	12.6
8 県支出金	17,247	2,437	8,810	21.7
9 財産収入	58,126	146	57,980	0.3
10 寄附金	270	0	270	0
11 繰入金	1	0	1	0
12 繰越金	1	0	1	0
13 諸収入	43,868	5,876	37,992	13.4
14 町 債	81,000	0	81,000	0
計	1,033,946	375,786	658,160	36.3

現在の町財政の動向をみなさんにお知らせする、財政事情の公表が昭和四十五年十一月二十日行なわれました。

これは地方自治法と町条例によって行なわれたもので、昭和四十五年四月一日から昭和四十五年九月三十日までの収入、支出の概況、住民の負担の状況などが明らかにされています。

町税
下表のように六種類の税目が含まれます。なかでも町民税、固定資産税、たばこ消費税は重要な財源になっていますので町民の皆様の一層の御協力をお願いします。

税 目	予 算 額	予 算 額 の 比 率	収 入 済 額
町 民 税	38,644	32.1%	22,796
固定資産税	35,750	29.7	21,009
軽自動車税	3,590	2.9	3,882
たばこ消費税	20,803	25.6	6,537
電気ガス税	2,800	6.5	5,220
地 産 税	1,821	3.2	1,601
計	120,368	100.0	71,012

昭 和 四 十 五 年 度 上 半 期

財 政 公 表

過去3年の地方交付税の状況

年 度	普通交付税	特別交付税	計
42	157,804	21,210	179,014
43	200,336	27,901	228,237
44	256,779	36,409	293,208

地方交付税
普通交付税
三億三千七百七十五千五百
特別交付税
三千三百二十五千
予算額計
三億六千五百一十七千五百
普通交付税の二億四千九百五
万二千四百八十九千五百は
国の決定が四十六年三月に
なると、収入は四十六年三月
に達する見込みです。

以上のよう地方交付税の増大は年々その度を加え、本町の財政は昨年度と同様大きく潤い依存する状態にあり、収入予算額のうち地方交付税の占める割合は三十三パーセントにもなります。

(一) 分担金及び負担金
児童福祉費負担金(保育料の保障負担分)
四百六十六万五千円
公共土木施設更新費負担金(加算負担分)
八百九十八万一千円
(二) 税
一、一般町民税(普通) 予算額計 八百九十八万九千九百九十九円
千四百九十五万五千円
児童福祉費負担金(二) 一万七千七百九十九円
千四百九十五万五千円
予算額計 千四百九十五万五千円

地方交付税
普通交付税
八十五万五千円
予算額計
二千三百五十三千円
その他
百七十五千円

(三) 国庫支出金
住宅費補助金(改良住宅)
一億三千四百三十三万六千円
学校施設整備費補助金(義務教育)
一億八千六百六十七万四千円
その他
五十九万八千九百七十九円
予算額計
三億四千八百八十三千三百三十九円

2. 支出の概況

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 済 額 の 比 率
1 議会費	30,714	14,678	47.8%
2 総務費	192,089	69,965	36.4
3 民生費	65,850	26,131	39.7
4 衛生費	50,655	20,359	40.2
5 労働費	33,660	11,890	35.3
6 農林水産費	11,641	4,662	40.0
7 商工費	4,640	2,308	49.7
8 土木費	231,591	28,386	12.3
9 消防費	24,527	8,193	33.4
10 教育費	269,618	63,806	23.7
11 災害復旧費	20,203	389	1.9
12 公債費	27,160	12,327	45.4
13 諸支出金	63,932	53,135	83.1
14 前年度繰上充用金	6,839	6,839	100.0
15 予備費	818	0	0
計	1,033,946	323,068	31.2

(一) 繰越金
昭和四十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(二) 繰入金
一、一般町民税(普通) 予算額計 八百九十八万九千九百九十九円
千四百九十五万五千円
児童福祉費負担金(二) 一万七千七百九十九円
千四百九十五万五千円
予算額計 千四百九十五万五千円

(三) 諸収入
一般町民税(普通) 予算額計 八百九十八万九千九百九十九円
千四百九十五万五千円
児童福祉費負担金(二) 一万七千七百九十九円
千四百九十五万五千円
予算額計 千四百九十五万五千円

(四) 繰越金
昭和四十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

以上で収入、支出の状況を説明いたしました。なお特別会計については収入、支出額のみを記載します。

以上のよう地方交付税の増大は年々その度を加え、本町の財政は昨年度と同様大きく潤い依存する状態にあり、収入予算額のうち地方交付税の占める割合は三十三パーセントにもなります。

(一) 分担金及び負担金
児童福祉費負担金(保育料の保障負担分)
四百六十六万五千円
公共土木施設更新費負担金(加算負担分)
八百九十八万一千円
(二) 税
一、一般町民税(普通) 予算額計 八百九十八万九千九百九十九円
千四百九十五万五千円
児童福祉費負担金(二) 一万七千七百九十九円
千四百九十五万五千円
予算額計 千四百九十五万五千円

(三) 財産収入
不動産売却収入
五十七万八千七百二十円
その他
三十五万五千円
予算額計 九十二万三千四百九十円
不動産売却収入の内訳
吉田地区内住宅用地
四千八百四十六万六千円
國庫三号地(農地)
五百三十三万二千円
曲川地区(中学校敷地)
三百一十四万四千円
その他
百一十三万五千円

(四) 繰入金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(五) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(六) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(七) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(八) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(九) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

(十) 繰越金
昭和三十四年度は赤字決算のため、昭和四十四年度は赤字決算のため、繰越金として収入はありませんが、行なうので収入はあります。

会 計 名	収入予算額	支出済額
生活資金融通事業 特別会計	6,257	821
国民健康保険事業 特別会計	66,625	23,840
農業共済事業 特別会計	2,432	837

町行政功勞者など表彰 施行三十周年式典

十一月二十一日頃末小講堂

昭和十五年二月十一日に水巻町となり、町制を施行して昭和四十五年で満三十年をむかえました。町では三十年を記念して、十一月二十一日、ふくよかな朝の香りたつたこの日、頃末小学校講堂で、町制施行三十周年記念式典が行なわれました。当日、町行政功勞者、教育功勞者、善行者の入場をお招きして、表彰式を行ないました。表彰者の方はつぎのとおりです。(敬称略)

特別表彰

歴代町長 大員五十三(猪熊)
歴代議會議長 豊沢(下二)
中村(芳野)(猪熊)
栗川(正雄)(猪熊)
美浦(比古)(吉賀)
森田(保男)(三ツ頭区)
入江(誠)(猪熊)
最高々勲者 森(サス)(二区)
最高々勲者 小林(基太郎)(猪熊)
ヒサノ

一般表彰

行政功勞者 歴代副議長 江藤(一正)(猪熊)
船田(忠藏)(猪熊)
原田(嘉徳)(猪熊)
高橋(次生)(猪熊区)
議會議員 原(福次)(猪熊)
松尾(朝久)(吉田区)
本田(信人)(吉田一)
吉部(裕子)(猪熊区)
島谷(利光)(吉田区)
園定(俊彦)(猪熊区)
白石(隆彦)(吉田二)
消防団関係 石塚(忠雄)(吉田三)
川島(弘)(吉田区)
一般行政功勞者 磯(武雄)(下二)



町制施行30周年式典会場(11月21日頃末小講堂で)

町長表彰

昭和四十五年度表彰者 (敬称略)
山手 俣(司法保護司)
行正 タミ(調定委員)
山手 俣(交通安全協力者)

善行者

田中 清子(入会救助)
永年勤続者 藤崎(富幸)(議事委員)
副田(寿一)(議事委員)
藤江(三郎)(町職員)
高田(敏博)(町職員)
岡村(繁男)(消防団)
藤坂(光男)(消防団)
藤川(十三日)(消防団)

教育委員会表彰

永年勤続者 津留 清(猪熊小学校)
水沼 繁子(猪熊小学校)
石塚(二子)(猪熊小学校)
山本 茂(水巻中学校)
井地 松幸(水巻南中学校)
教育行政功勞者 岡房 肇夫(学校保健医)
山崎(士雄)(学校保健医)
井上 貞夫(学校保健医)
加納 弘(学校保健医)
福田 博道(学校保健医)
浜崎 初二(学校保健医)

教育功勞者

特別表彰 中央病院(学校区)
社会教育功勞者 船津 博愛(社会教育活動)
光木 操(社会教育活動)
齊木 典保(社会教育活動)
青島(二三)(社会教育活動)
本田 献(社会教育活動)
感謝状贈呈者 野原 繁生
社会福祉協議会表彰 新川 隆昌(献血協力者)
井上 保孝(献血協力者)

特別表彰 小川(登一郎)(遠賀町)
江藤(小平)(猪熊)
久野(七生)(八幡区青月)
安部(一夫)(岡垣町)
学校長 小川(登一郎)(遠賀町)
学校教員 吉田(サカエ)(下二)
野中(マツヨ)(吉田三)
高木(村アヤ子)(二)
赤沼(静香)(伊佐座)
藤原(リユウ)(猪熊町)
石井(節子)(下二)
佃(ミエ子)(八幡区折尾)
小林(和寿)(伊佐座)
感謝状贈呈者 山本(ミエ)(入権保護委員)
伊藤(秋枝)(司法保護司)



木屋瀬宿場踊(北九州市)

木屋瀬は宿駅として室町時代から栄えていました。徳川の世になってからは、本格的な宿場として発展し、九州諸大名の参勤交代に、諸国旅人の往来に利用されました。きょう毎年開く(八代吉原)に木屋瀬宿場寄(すき)者たちが、お伊勢参りの土産にと買って帰った伊勢音頭、大名行列の供やっこの身振り、かけ声を取入れて木屋瀬宿場踊りとし、手巾(てっこう)、脚巾(きゃはん)に三度かきと、お伊勢参りの道中姿をそのままに宿場踊りの趣の表情をなごさめるため、老若男女一体となって踊り、三百年の今日にいたっています。



はねそ (青屋町)

はねその源流は室町上人の念仏踊りにはじまると伝えられています。この踊りは水田間、青屋の住民の間で踊りつがれ、踊りの特長としては普通の盆踊りと異なり、二列横隊の形でその間隔に、はやしや、うたの手が控えていて、交互に番かきを聞いては掛け合おうと、それに合わせて独特の優美な踊りを演ずることです。

記念行事



小倉祇園太鼓(北九州市)

この祇園祭りは、元和四年(一六一八年)、初春以来なんとなく不安定年で、干ばつ、悪疫流行、さらに西日本をおそった大豊凶雨で旧暦前一周は大豊をうけました。時の領主福川忠興公は直ちに福民救済に当ると共に自ら祭主となり、祇園社(八坂神社)に掛け祈願もなす平穩となったのでそのお礼と、人々の心をやわらげる意味も加えて天下泰平、護国安命、南無阿弥陀仏、五穀豊稔を祈願祭を盛大に行なったのが始まりです。太鼓は横一尺三寸七寸、打方は両面打(四人)で二面は甲高い音でカン又は表と称し、他の面は低い音でドロ又は裏と称します。表と裏の打方は全然違いますが呼吸が合って普通の太鼓の音と異なった音を出します。ジャンカラというスリ紙が太鼓の顔子に合わせながら、誠に勇壮なものであります。

納祖太鼓(飯塚市)

納祖太鼓は飯塚の納祖八幡宮の歴史と約百年以上の歴史を有する。祭神の神楽や、獅子舞などを基にして誕生しました。特長としては、これらの神楽や獅子舞には笛があり、太鼓一つに小太鼓一つと限られているのに対し、納祖太鼓には笛はなく、その一つ太鼓のリズムを重なりあわせていくのが太鼓で演奏される点です。○黒田節 今様黒田節のメロディを太鼓のリズムに乗せたもので、うたとうたとの間の太鼓と小太鼓の掛け合いが聞きどころになっています。○お恵比須さま わらべうたと、おはやしを主題にしてくりひろげられる、お恵比須さまのお祭りの太鼓です。○神軍 神宮皇后の三歳せいはつて神様の軍勢が威風堂々と進むありさまを太鼓にしたものです。



校地祭 (行橋市)

この祭は別名豊年祭又は舞楽とも言われ、平安朝末期の延年舞の名残りで、肥前の浮立とおなじく豊前の楽打として残されたものです。

13才以下の子供が中心であることが

特色とされており、行橋市大字下校地、鎮座の王野八幡神社と毎年5月3日の八十八夜祭に、両地の氏子が奉納する郷土風俗です。

日若踊 (直方市)

元和9年直方五万石が置かれ、藩公の命で藩士が江戸に上った。その帰路大坂で舞を習い帰藩ののち、多賀の宮(多賀神社)に伝わる日若の舞に手振りを加えことから「思案橋」「本手」と風趣を添えました。

当時は、武士階級のみでなく広

く庶民の間にも親しまれ、永く伝承されてきましたが、江戸時代末期に至り今までのものを、歌舞伎役者から貰うたの替歌を取り入れて、本手踊りが加えられ今日に伝わる日若踊りとなりました。

したがって今では「本手踊」と「思案橋」の二手が伝えられています。



楠木市 (水巻中グラウンド)

記念行事



九州工業高校対東筑高校 (九州工業高校5点目をあげる)



女子中学生バレーボール大会



福岡消防局プラスバンド会場入り風景

長瀬祭 (豊前物出品物売会風景)



横綱の土俵入り (朝来小グラウンド)

水巻商工マツリ (町民会館)



シンナー・ボンド遊びが激増!

秋季火災予防運動週間 11月26日~12月2日

今年もまた火事の季節がおとずれました 下記について自己診断して下さい

プロパンガス	・窓は屋外に置き、使用しないときは必ず元栓をしめる。 ・ブームースをコンロに接続させない。古いブームースは使用しない。 ・コンロはカーテンなど燃えやすいもの近くで使用しない。
石油ストーブ	・油を補給するときは必ず火を消してから行う。 ・燃えやすいものの付近で使用しない。 ・せまい場所や棚や天井の近くに置かない。
煙突	・割れたものや短かいものは早く取替える。 ・屋根の貫通部はめがね石を用いる。 ・板壁などに接近させない。(15cm以上間隔を保つ) ・煙突の付近にわら葺き等燃えやすいケ所はないか。
珪藻土	・コタツの内部はレンガコンクリートで造ること。 ・幼児のいる家庭では落下物等に特に注意する。 ・外出時など必ず火の気をとめておく。(留守中の事故が多い)
電気器具	・家庭電化に伴い、それぞれの器具の安全取扱を要する。 ・素人工事やアダプタ足配線をしてない。 ・電線、プラグなどのつけっぱなしは事故のもと。
危険物品	・油類、プロパンガス、危険な物品は安全な場所に貯蔵し各家庭に小型消火器を備える。
山林火災の予防	・風の強いときや夜間の焚火はつくれむこと。 ・焚火は水をかけて完全に消す。 ・子供にマッチを持たせない。火遊びをさせない。 ・山林火入れは必ず許可をうけて行う。
たばこ	・たばこの吸がらは完全に消して灰皿へ。 ・石油ストーブなど危険なケ所では喫煙しない。
その他	・枕元などに寝たときは特に火の用心や万が一の場合の避難などについて考える。

九月以降、本町でも恐ろしいシンナー・ボンド遊びをしている青少年が急に目立ち、すでに小・中学生にも流行しています。この遊びの危険性は、青少年が無知で、単なる好奇心から、次第に深みにはまっています。福岡県下でも毎年、数名の少年が死んでいます。次のことに注意して、少年を事故から守りましょう。

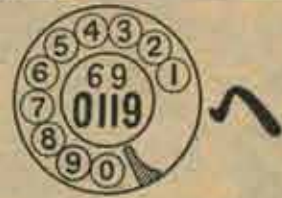
中毒症状

シンナー・ボンドを吸いこむと脳をおかし、ねむくなり、呼吸まひを起し、血圧や体温が下がる。一度に多く吸いこむと急性中毒を起し死亡する。初めは精神的な興奮があるが、やがて全身がだるくなり、頭痛、はき気が強まり食欲がなくなる。息ぎれ、目まいがし、手足がしびれて失神し倒れる。すべてに無関心になり、自制心がなくなつて非行に走り、また、旁人にもなる。

早期発見法

- 吸った直後は、酒に酔ったようにふらふらしている。
- 急に気があらくなくなり、いつもいらいらししている。
- 部屋や服がシンナーがくさくなる。
- 食欲がなくなり、悪夢をみるようになる。

火事は



一般加入
3001
日炭電話
499

水巻町消防署

(郵便番号のかきかた)

表の場合

郵便はがき
80700
遠賀郡水巻町項末
水巻町役場 御中
熊本市東区一
鈴木一郎

裏の場合

860
熊本市東区一
鈴木一郎
あなたの郵便番号

1 郵便番号は正しく、はっきりと
年賀状にはお名にも、あなたの住所にも郵便番号をお忘れなくお書きください。この場合郡道府県名は省略してさしつかえありません。
郵便番号が間違っていたり、書体がいまいちりないものは、遅れたり、返送されたりする場合があります。

2 小包の差出しは十二月十五日までに
十一月十五日を過ぎてお出しになりますと年内に配達できない場合があります。また小包はがき(荷札で通信文を記入することが出来ます)を利用される上便利です。
3 年賀状はお早く十二月二十二日までに
年賀状は十二月十五日からお引寄せが早くなります。元日に配達できない場合がありますので、遠方では早めにお出しくたさい。

つつしんでおくやみ
もうしあげます
つぎの方から書返すにかえ多額の金品を社会福祉協議会に寄贈いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。お祈りいたします。
故郷田舎(項末) 熊田和昭様、故郷主明(上) 吉賀区 徳主新様、故郷沢志(上) 船津光様(上) 快楽 北田家(項末)

つづみの音高らかに
謡曲囃子大会
去る十一月十五日の日曜日、町会、今年はお囃子大会を中心に行なわれ、民謡、大ホールにおいて、喜多流 っついで水巻喜多流の主催で行なわれ、おもしろい。おもしろい。

河川への汚水排出に
届出制実施
一般または二級河川に一日につき五立方メートル以上の汚水を排出するときは、河川法に基づき届出が必要になりました。
町内では一級河川は遠賀川、二級河川は曲川が対象となります。これは十一月七日から河川法施行の一部が改正され、河川管理者が汚濁状況を把握し、必要に応じて汚濁の防止措置をとるため、汚水排出者に対する届出義務が定められたことによるものです。
この届出は、施行の日から二カ月以内に行なう必要がありますが、つぎの法に基づき届出をなさなければならない場合は届出を要するものではありません。
☆福岡県公害防止条例

無縁墳墓の改葬について
一、墓地の名称 藤原墓地
二、墓地の所在地 熊本市須磨区妙法寺(二九) 妙法寺
三、墓地管理者 加賀守
四、墓地の所有者 妙法寺村
五、改葬の場所 熊本市須磨区妙法寺(二九) 妙法寺
六、届出先 熊本市須磨区妙法寺 町界山二八六 妙法寺 加賀守
七、届出期限 昭和四十五年十二月二十五日

お知らせ
高松駐在所(吉田東吉)が九月一日閉鎖され、吉田駐在所の管轄になりました。吉田地区の方は今後吉田駐在所(吉田東吉)に連絡してください。

遺族援護法の一部改正
満州国拓青青年義勇隊員が大量に戦死(昭和十六年一月二十八日)ぼつ発から、日ソ開戦の前日(昭和二十年八月八日)までの間に受けた、軍事に関する業務上の傷病により死亡した場合にも遺族援護の対象になりました。
詳細については砂塚住長課長係に問い合わせてください。

遺族援護法の一部改正
☆水災被害に関する法律
☆工場排水などの規制に関する法律
☆山田保安法
☆砂利採取法
☆砂利採取法
☆砂利採取法
☆砂利採取法